

第4回 通信制高校の方法を参照するということ

■こんなときこそ、通信制高校の方法を

この間の新型コロナウイルス感染症対策としての学校休業の中で遠隔教育が注目されている。高校教育の現場でもさまざまな方法が模索されており、テレビ会議、Web会議システムを用いつつ、さまざまな学習コンテンツを生徒に提供することが試みられている。その一方で「いつでも、どこでも、だれでも」のスローガンを掲げて歴史を積み重ねてきた通信制高校の方法は、公立高校の現場ではほとんど参照されていない。現在進行中の私立通信制高校の拡大（通信制で学ぶ生徒は、現在、公立と私立とを合わせた高校生の17人に1人になろうとしている）とポストコロナ社会とを関連づけて論じる研究者がいる一方で、公立の全日制や定時制の現場教員がコロナ禍のなかで通信制高校を想起することは、まず、ない。これは、むしろ当然のことである。というのも、公立通信制高校は長いあいだ高校教育界のマイノリティとしてあり、通信制高校で仕事をした経験のある教員は圧倒的に少数であることから「通信制の方法があるじゃないか。こんなときこそ、通信制高校の方法を活用しよう！」といった声が大きなものとはならないのである。だからこそ、私のように公立通信制高校に長く勤務した者は「通信教育からの提言」を発信しなければならないのだと思う。

■ひとつのプラン

私には具体的なプランとして、次のような取り組みが思い浮かんだ。

- ①公立全日制定時制高校が同じ自治体に設置されている公立通信制高校のレポートの版下をもらって印刷し、生徒に送付（またはデータ送信）して「自学自習」に取り組んでもらう（添削は、生徒の実態に合わせて運用する）。
- ②必要最低面接時間の取得は、緊急事態が去った後に集中的にスクーリングを実施することで確保する。
- ③試験は、緊急事態が去った後に集中的に実施する。
- ④緊急事態が年度の大半を超えてつづいたときのために、これらの方法による学習活動の実績は年度を超えて認めることを可能とし、年度を超えての単位認定ができるようにしておく。

なお、定時制と通信制との連携によって、定時制生徒が通信制のレポートで学ぶことで単位修得していく「定通併修」はすでに定着してきており、定時制ではこの連携を拡張していくことで対応する。また、全日制と通信制の連携については「学校外における学修の

単位認定」（「学校教育法施行規則第 97 条 学校間連携」）を用いて対応していくことで、学校外における学習の単位認定の上限 36 単位まで認めていくことが可能（「同第 99 条」）である。こうした新しい取り組みには制度や手続きの面でさまざまなハードルもあるけれども、通信制高校に勤務経験がある教員であれば、このほかにもいろいろなアイデアが浮かんでくるはずである。とにかく、具体的なプランを提言できるように考えておくことは重要だろう。また、紙のレポートを用いて「いつでも、どこでも、だれでも」の取り組みを重ねてきた通信制高校の方法は、テレビ会議、Web 会議システムやウェブを通して提供される学習コンテンツを活用できる環境にない生徒たちにとっても有効なはずである。経済的な面で条件不利にある生徒にとっても通信制高校の方法は有効なのである。

■生徒と教員のつながりが深くなる場合がある

全日制、定時制では「通信制は冷たい学校だ」「通信制は先生と生徒のつながりがうすい」といった声を耳にすることがある。その一方で多くの通信制勤務経験者からは「通信制という場によって、生徒と教員のつながりが深くなるということがある」といった声を聴く。生徒と教員は、レポートを通して一対一で向き合うことになり、教員も生徒を集団としてとらえるのではなく個としてとらえるようになる。レポートのやりとりのなかで、「全日制では先生とはまったく話をしなかったけれど、通信制に来てからは先生とよく話をするようになった」という生徒の声も出てくることになる。レポートによる自学自習を中心とする通信制では、教員が生徒の学習を支援するときに、「教える」ということと同時にレポートに「一緒にとりくむ」という雰囲気が出てくる。教える者と教えられる者という関係が相対化され、ともに学ぶ仲間ともいえる関係が生まれる。同じ時間、同じ教室に生徒が集団として集められ、同時に先生から教わる「近代学校システム」を相対化してみること。その相対化のための具体例として通信制高校の方法をこの機会に多くの教員が経験してみること。通信制高校の方法を用いて生徒と教員がともに学ぶ仲間としてコロナ禍を乗り越えていくことを考えている。

井上恭宏（神奈川県立相模向陽館高校）